

# 目 次

## 第 1 編 宅地造成許可制度

### 第 1 章 宅地造成許可制度の概要

1	宅地造成等規制法の目的（法第 1 条）	1
2	宅地造成等規制法による許可 （法第 8 条第 1 項、法第 11 条、法第 12 条第 1 項）	1
3	用語の定義等	1
4	宅地造成工事規制区域	3
5	許可を必要とする工事	5
6	許可を必要としない工事	6

### 第 2 章 宅地造成許可申請手続き

1	許可申請（法第 8 条、省令第 4 条、取扱規則第 2 条～第 9 条）	7
	（1）宅地造成に関する工事の許可申請書の記入について	
	（2）申請に必要な書類	
	（3）申請に必要な図書	
	（4）申請に必要な手数料	
2	宅地造成許可事務の流れ	17
3	工事着手（条例第 5 条・第 6 条・第 10 条）	18
	（1）標識の掲示	
	（2）工事着手届	
4	施工状況の報告（条例第 7 条、取扱規則第 13 条）	18
5	完了検査（法第 13 条第 1 項、省令第 27 号）	19
6	検査済証の交付（法第 13 条第 2 項、省令第 28 条）	19
7	変更の許可等 （法第 12 条、省令第 25 条・第 26 条、条例第 8 条、取扱規則第 10 条・第 11 条）	19
	（1）変更許可の申請	
	（2）軽微な変更	
8	取止又は取下（条例第 9 条、取扱規則第 14 条）	19
9	申請等の様式	20

### 第 3 章 宅地造成の技術的基準等

1	技術的基準等について（法第 9 条、条例第 4 条）	21
	（1）基準の考え方	
	（2）宅地防災マニュアル	
2	技術的基準の付加（令第 15 条第 2 項）	21

3	地盤（令第5条・第6条・第12条）	22
	（1）地盤について講ずる措置	
	（2）盛土	
	（3）切土	
4	擁壁（令第6条～令第11条、令第14条）	25
	（1）間知石及びコンクリートブロック練積み造擁壁	
	（2）無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造擁壁	
	（3）特殊の材料又は構法による擁壁	
	（4）共通事項	
	（5）その他の留意事項（防災マニュアル抜粋）	
5	排水（令第13条、令第5条第1項）	33
6	透水マット	34
7	設計者の資格（令第16条・第17条）	37
8	条例に基づく許可基準（条例第4条）	38
	（1）造成主の資力	
	（2）工事施行者の能力	
	（3）施工計画書の作成	
	（4）設計者の資格	
	（5）土質調査の実施	
	（6）条例に基づく許可基準の適用除外	

## 第2編 宅地造成許可関係法令

1	宅地造成等規制法	39
2	宅地造成等規制法施行令・建築基準法施行令の準用	50
3	宅地造成等規制法施行規則	68
4	宅地造成に関する工事の基準及び手続きに関する条例・解説	77
5	宅地造成等規制法等施行取扱規則	92

## （付録） 擁壁の標準構造図

1	コンクリートブロック練積み造擁壁の標準構造図	96
2	鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁の標準構造図	105
3	鉄筋コンクリート造擁壁の構造計算例	156